

指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションにおける短期集中リハビリテーション実施加算の算定に係る「認定日」の取扱について

平成24年5月 長寿介護課

標記の加算の算定に当たっては、「退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日（以下「認定日」という。）から起算して」と規定されており、当該認定日の解釈については、厚生労働省が、「市町の認定日を指す」と他県に回答していることを確認したため、平成22年6月サービス提供分からは、「市町の認定日から起算して」取り扱うことと平成22年5月に統一させていただいたところですが、これについて、厚生労働省から、この「認定日」について、都道府県によって「①認定有効期間開始日」と「②市町村の認定日」の二つの解釈が混在するため、平成24年4月から、「①認定有効期間開始日」に統一することを確認したので、平成24年4月サービス提供分からは、「認定有効期間開始日」から起算してと取り扱うこととしましたので、当該加算の算定に当たっては、利用者の介護保険証等により、認定日を確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。（※厚生労働省から文書による通知はない。）

なお、既に市町の認定日からさかのぼって起算し、請求されたものについては、過誤調整等は不要とすることを県内保険者と調整済みです。

【参照】

平成24年4月版「介護報酬の解釈」QA・法令編（社会保険研究所発行）
42ページのQ2